

第 2 号様式（第 3 条関係）

南九州市公告第 86 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有者の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和 8 年 8 月 25 日

南九州市長 塗木 弘幸

1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 浜村自治会
- (2) 区域 南九州市颯娃町郡濱村、下原、崩ノ上及び素麺畑の全区域
- (3) 主たる事務所の所在地 南九州市颯娃町郡 1073 番地 1

2 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	145 m ²	南九州市颯娃町郡字濱村 1073 番 1

- (3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 濱田 豊吉 持分 2 分の 1（別紙のとおり）
住所 揖宿郡颯娃町郡 1066 番地（別紙のとおり）
氏名又は名称 濱田 新次郎 持分 2 分の 1（別紙のとおり）
住所 揖宿郡颯娃町郡 1073 番地（別紙のとおり）

3 異議を申し述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を申し述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和 8 年 8 月 25 日から令和 8 年 11 月 24 日まで
- (2) 南九州市長に対し、地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及

び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

- (3) 提出先 南九州市役所まちづくり推進課共生協働推進係又は顓娃支所地域振興係